

委員会の活動評価について

今期（令和3年5月～）

1 チェックシートによる評価

令和4年

4月18日（月）常任委員会（総務地域連携デジタル社会推進、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院）
（戦略企画雇用経済、防災県土整備企業、教育警察）、特別委員会（差別解消を目指す条例検討調査）

4月18日（月）予算決算常任委員会理事会

- (1) チェックシートの項目を参考に、1年間の委員会活動を振り返り、良かった点、改善すべき点等を委員間討議する。
- (2) 委員間討議の後、正副委員長、各委員（理事）がそれぞれチェックシートに評点等を記載して提出する。
- (3) 前述議論とチェックシートによる評価結果を踏まえて、正副委員長が「委員会活動評価総括表」を作成する。

2 委員長会議での報告及び確認

5月12日（木）委員長会議（予定）

各委員長から、「委員会活動 評価総括表」により、1年間の委員会等活動の評価を報告するとともに、委員長間で共有すべき取組等を確認し、次期委員会等への引継ぎ事項を整理する。

※委員長会議開催後に常任委員会等を開催した場合には、「委員会活動 評価総括表」への補足の有無・内容について、当該委員会（理事会）において協議し、補足後の「委員会活動 評価総括表」を委員長から議長に提出する。

3 代表者会議への報告

5月18日（水）代表者会議（予定）

議長から、委員会活動の評価や次期委員会への引継ぎ事項も含め議会活動計画の実施状況を報告し、今後の対応方針を決定する。

次期（令和4年5月～）

4 次期委員会への引継ぎ

5月19日（木）委員長会議（予定）

議長から、次期委員長に、代表者会議で決定した対応方針とともに、前期の委員会活動の評価を引き継ぐ。

常任委員会活動チェックシート

このチェックシートは、「三重県議会 議会活動計画」に基づき、毎年次の委員会活動について自己評価を行うものです。

「基本方針」を踏まえて、今年次の委員会活動を振り返り、それぞれの「評価対象項目」について、「取組の方向」や「評価の視点」を参考にして、委員（理事）の皆さんで自己評価（5段階評価）を行ってください。（但し、該当のない項目は評価しませんので、当該項目の評価欄には「－」をつけてください。）

【チェックシートを記入するにあたっての注意事項】

<p>■点数の基準</p>	<p>○委員個人の評価とします。</p> <p>○基準となる点数は「3点」とします。</p> <p>1点・・・「ほとんどできなかった」「不満足」</p> <p>2点・・・「あまりできなかった」「例年よりもできなかった」「やや不満足」</p> <p>3点・・・「通常どおりできた」「例年どおりできた」「普通」</p> <p>4点・・・「通常よりも良くできた」「例年よりも良くできた」「概ね満足」</p> <p>5点・・・「ほぼ完璧にできた」「十分満足」</p>
<p>■評価できない項目（該当なし「－」）</p>	<p>○チェックシートを記入する前に、委員間で協議を行い、評価項目に含めるか否か（「－」とするか否か）を委員会として決めます。</p>

常任委員会活動チェックシート

委員会名()

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていたか。 議員間討議の機会を十分に活用したか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。		
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。		
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。		
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。		
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
6	総合計画に係る調査・審査	「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」の策定並びに「みえ県民カビジョン」及び「みえ県民カビジョン・行動計画」の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。		
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)		

教育警察常任委員会 活動実績書（案）（令和3年5月～令和4年5月）

令和4年4月18日現在

1 所管調査事項

- ・学校教育の充実について
- ・社会教育及び文化財保護行政の推進について
- ・警察の組織及び運営について

2 重点調査項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について
- (2) 県立高等学校の活性化について
- (3) 外国人児童生徒の学びの充実について
- (4) サイバー犯罪対策と交通安全対策について

3 活動計画表

重点調査項目	令和3年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について (2) 県立高等学校の活性化について (3) 外国人児童生徒の学びの充実について (4) サイバー犯罪対策と交通安全対策について	常任委員会 所管事項 説明 (5/24)	常任委員会 所管事項の 調査 (6/21, 23) 予決分科会 補正予算等 (6/21)		県内調査 (8/4～5) 常任委員 会 議案の審 査 (8/27)		常任委員会 議案の審査、請 願の審査、所管 事項の調査等 (10/21, 25) 予決分科会 所管事項の調 査 (10/21, 25)	予決分科会 令和2年度歳入 歳出決算、所管 事項の調査 (11/11) 予決分科会 補正予算、議案 の審査 (11/26)	予決分科会 当初予算編成 に向けての基 本的な考え方 (12/1) 常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査 等 予決分科会 補正予算等 (12/16, 20)	県外調査 中止 (1/25～ 27)	予決分科会 補正予算 (2/24)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調 査等 (3/14, 16) 予決分科会 当初予算、補 正予算等 (3/14, 16)	常任委員会 委員会活動 の評価 (4/18)	
執行部の主な予定		令和3年版 成果レポ ート (案)					一般会計、特別 会計決算 令和4年度行政 展開方針（暫定 版） 当初予算編成に 向けての基本的 な考え方	当初予算要求 状況		当初予算案 「強じんな 美し国ビジ ョンみえ （仮称）」 （概要案）、 「みえ元気 プラン（仮 称）」（概要 案）	令和4年度行 政展開方針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

8月4日（水）～5日（木）（1泊2日） 小中学校におけるICTを活用した教育の推進（津市立明小学校、松阪市立飯高中学校）、高等学校における外国にルーツのある生徒への支援（県立飯野高等学校）、特別支援学校におけるキャリア教育（県立松阪あゆみ特別支援学校）、老朽化した警察署の施設整備等（尾鷲警察署）について調査を行った。

(2) 県外調査

1月25日（火）～27日（木）（2泊3日） 四国方面及び中国方面にて、県立の夜間中学や中高一貫教育校、犯罪被害者支援の取組、大規模災害発生時の災害警備活動等について調査を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止した。

調査・審査結果の施策への反映に関する参考資料

- 1 令和3年版「成果レポート」 1
(R3.10.6 全員協議会資料抜粋)

- 2 「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）概要案」及び
「みえ元気プラン（仮称）概要案」 3
(R4.3.31 知事申し入れ資料抜粋)

- 3 参考人制度等の活用 (実施せず)

- 4 請願への対応 4

- 5 各定例会会議における委員長報告一覧 5

「『令和3年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【教育警察常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
221	子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	教育委員会	新型コロナウイルスの感染防止に係る児童生徒のマスク着用について、運動時には熱中症や事故も懸念されることから、児童生徒が運動を行う際のマスク着用によるリスクを考慮して、体育の授業等に取り組みたい。	運動時のマスクについては、身体へのリスクを考慮し、着用は必要のないものとしています。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数が高い日には、十分な呼吸の確保や熱中症といった面でのリスクがあることから、十分な感染症対策を講じたうえで、マスクを外すこととしています。また、気温・湿度や暑さ指数が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒がマスクの着用を希望する場合には、着用を否定しないものの、「呼吸が荒い」「顔色が青白い」といった児童生徒の体調の変化に注意し、事故防止に留意することとしています。 マスクの着用については、熱中症のリスクが高まる5月に各県立学校に通知するとともに、各市町教育委員会にも共有しています。また、各学校での徹底を図るため、その後も改めて通知しています。
223	特別支援教育の推進	教育委員会	東京2020パラリンピック競技大会や「三重とこわか大会」など障がい者スポーツに注目が集まる機会を捉え、障がいのある児童生徒の体力向上や向上心育成につながるよう、外部指導員を配置するなど、特別支援学校における障がい者スポーツの推進を図られたい。	特別支援学校においては、ボッチャ等の障がい者スポーツを体育の授業等で取り入れるとともに、交流及び共同学習、部活動を通して障がい者スポーツに取り組んでいます。体育等の授業を充実するため、三重県障がい者スポーツ指導者協議会に所属する障がい者スポーツ指導員の派遣を依頼し、児童生徒向けの基本的な技能の指導や教員向けの実技講習を実施しています。 引き続き、障がい者スポーツ指導員の派遣を依頼するなど、特別支援学校における障がい者スポーツの推進に取り組めます。

施策番号	施策名	担当当局部名	委員会意見	回答
224	安全で安心な学びの場づくり	教育委員会	<p>「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」が令和3年4月から施行されていることをふまえ、性の多様性等に関して、教職員に対する研修や充実した相談体制の構築に取り組まれない。</p> <p>県内の不登校児童生徒が年々増加していることは大きな課題であることから、ひきこもりを所管する子ども・福祉部のほか、発達障がいなどの医療分野を所管する医療保健部とも連携し、不登校支援の充実に取り組まれない。</p>	<p>三重県人権教育基本方針に「性的指向・性自認に係る人権課題」を教育として取り組む問題と位置付けるとともに、人権教育ガイドラインにおいて、子どもたちが性の多様性を理解し、偏見にとらわれない意識や態度を身に付けるための大切な視点等を示しています。また、具体的な学習展開例を記載した人権学習指導資料を作成するなど、学校で性の多様性に関する学習が適切に実施されるよう取り組んでいます。さらに、学校が子どもや保護者の相談に適切に対応できるよう、実際の事例をもとに当事者の困難や具体的な配慮等を教職員に伝えています。</p> <p>条例の施行をふまえ、教職員の性の多様性に関する認識をさらに高め、子どもたちが安心して過ごせる学校の環境づくりや、相談しやすい体制づくりが一層充実するよう、地区別人権教育研修会等の機会を通じ指導を行います。また、引き続き学校における対応状況等の把握に努め、学校からの相談に対する支援につなげます。</p> <p>不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行うため、教育支援センターを核として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる専門的支援や、各市町と連携した訪問型支援を行うとともに、不登校支援データベースの構築など、不登校支援の充実に取り組んでいます。また、不登校児童生徒の円滑な精神面でのケアが図られるよう、医療保健部とも連携し、専門の医療機関における受入体制などの状況把握に努めています。</p> <p>さらに、不登校に関わる各分野の団体で構成される「みえ不登校支援ネットワーク」における民間団体と連携した支援や、子ども・福祉部による三重県ひきこもり対策検討会議への参画など、さまざまな関係機関と連携した取組を進めています。</p> <p>今後も、さまざまな機関との連携を進め、不登校児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行います。</p>

**「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)概要案」及び
「みえ元気プラン(仮称)概要案」に対する意見**

教育警察常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見
3-1	犯罪に強いまちづくり	警察本部	ロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、小麦や原油等の資源価格が上昇している。こうした資源価格上昇を起因とする物価上昇が社会不安をもたらし、治安悪化につながることも危惧されることから、治安の確保にあたっては、こうした世界情勢の潮流にも十分留意しながら取り組まれない。
			ロシアによるウクライナ侵攻後の世界情勢をふまえ、日本有事の緊急事態においても警察組織として情報通信手段を確保することができるよう、通信機器の適切な整備・運用に努められたい。
			自治体等と連携した防犯設備の整備・充実にあたっては、犯罪抑止や犯罪捜査の手段として効果が期待される防犯カメラの設置をプライバシーにも配慮しながら推進されたい。
13-3	特別支援教育の推進	教育委員会	平成25年に改正された学校教育法施行令により、障がいのある子と障がいのない子が可能な限り同じ場でともに学ぶとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な場を提供されることなどをふまえた制度改正がなされたが、改めて改正の趣旨等が教育関係者や保護者等に広く理解される取組を進められたい。 また、障がいの有無にかかわらず、地域の学校で学ぶ権利を保障するための方策について追記されたい。
			増加が続く発達障がいのある児童生徒について、児童精神科医が不足しており、適切な医療が受けられないことが増加の要因となっていることから、学校と児童精神科医がつながりを持ち、必要な支援が得られる旨の記述を追加されたい。
13-4	安心して学べる教育の推進	教育委員会	ワクチン接種をはじめとする新型コロナウイルスへの対応について、子どもたちの間で偏見や差別、いじめが生じないように、これらをなくすための取組を明記されたい。
13-5	教育環境の整備	教育委員会	今後の新型コロナウイルスの感染状況が見通せない中、整備された1人1台端末を活用して、子どもたちの学びの継続に努めるとともに、学校と家庭での切れ目のない学習など、1人1台端末環境が効果的に活用されるよう取組を進められたい。
			少子化に伴う学校の小規模化について、これまで小規模校で取り組んできた特色のある学びや成果に関する記述を追加されたい。

請願への対応

定例会会議	受理番号	請願	委員会審査		本会議		処理経過 報告要求	請願に係る 意見書
			審査結果	審査日	採決の結果	採決日		
令和3年9月	請34号	25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについて	不採択	R3. 10. 25	不採択	R3. 11. 1	なし	なし
令和3年9月	請35号	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて	採択	R3. 10. 25	採択	R3. 11. 1	なし	あり ※委員会
令和3年9月	請36号	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて	採択	R3. 10. 25	採択	R3. 11. 1	なし	あり ※委員会
令和3年9月	請37号	防災対策の充実を求めることについて	採択	R3. 10. 25	採択	R3. 11. 1	なし	あり ※委員会
令和3年9月	請38号	義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて	採択	R3. 10. 25	採択	R3. 11. 1	なし	あり ※委員会
令和3年9月	請39号	三重県独自のさらなる学級編制基準の改善と教職員配置を含む教育環境の整備により、すべての子どもたちが大切にされる安心・安全の三重の教育の実現を求めることについて	採択	R3. 10. 25	採択	R3. 11. 1	あり	なし

各定例月会議における委員長報告一覧

【9月定例月会議】

(11/1 常任委員長報告)

○次期の県立高等学校活性化計画について

県当局においては、現行の県立高等学校活性化計画の計画期間が今年度末までとなっていることから、今年度中に次期の計画を策定することとしています。

委員会では、県当局から、高校教育を取り巻く状況や県立高等学校活性化の基本的な考え方の説明があり、委員から様々な意見が出されました。

特に、人口減少・少子化に対応した小規模校や地理的条件不利地での学びのあり方については、生徒の多様なニーズへの対応や地域の担い手となる人材育成が必要といった意見のほか、地域との連携や地域活性化の観点も含め、いかに学びの機会を確保していくかについて、多くの意見が出されました。

県当局においては、今後、各地域高等学校活性化推進協議会での議論等をふまえ、本年12月を目途に次期計画の中間案を取りまとめることとしていますが、委員会で出された意見もふまえ、より一層丁寧な議論を積み重ね、中間案の記述に反映されるよう要望します。

【11月定例月会議】

(12/2 分科会委員長報告)

○スクールソーシャルワーカーの拡充について

子どもたちの安全・安心な学びを支えるため、不登校や虐待、いじめ等により、不安や悩みを抱える児童生徒や保護者に対し、福祉等の関係機関と連携して支援を行うスクールソーシャルワーカーについて、配置の充実や派遣の拡大につながるよう、県当局におかれては、引き続き、必要な予算の確保に努められるよう要望いたします。

○交通安全施設の適正管理について

摩耗が進んだ横断歩道や中央線等の道路標示は、自動車の運転手や歩行者からの視認性が低下し、交通規制の効力が失われてしまうことから、県当局におかれては、こうした交通安全施設の適正な維持管理を計画的かつ着実に実施することができるよう、引き続き、必要な予算の確保に努められるよう要望いたします。

(12/23 常任委員長報告)

○県立高等学校活性化計画（仮称）（案）について

県当局から、来年度からの5年間を計画期間とする「県立高等学校活性化計画（仮称）」（案）が示されました。

これまでの取組の検証結果と中学校卒業者の減少予測などを踏まえると、現行の高等学校の配置の継続は難しい状況にあるとし、今後、地域の活性化協議会において高等学校の学びと配置のあり方について検討を進める中で、県内唯一の学科がある高等学校などを除き、1学年3学級以下の高等学校については、統合についての協議も行うとの説明がありました。

本委員会において、委員から、統合という結論ありきで協議を進めないでいただきたい、子どもたちの多様なニーズに応じていく学びが大切である、といった意見があったことも踏まえ、県当局におかれては、今後の地域の活性化協議会での協議に際し、子どもたちが安心して学ぶことができるよう、丁寧に議論を重ねていただくことを要望いたします。

常任委員会活動 上半期振り返りシート

委員会名：教育警察常任委員会

○委員会審議の活性化の視点

- ・活発な意見交換の結果、成果レポートへの追記につながった。

○年間活動計画について

- ・県外調査については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、年間活動計画どおりに実施することはできなかったが、今後改めて計画していきたい。

・重点調査項目

- ・サイバー犯罪対策、交通安全対策など、設定した重点調査項目に沿った議論ができています。下半期は高等学校の活性化などの調査を進めたい。

・県内外調査

- ・県内調査については充実した調査ができた。現地できざまな意見が出たが、調査終了後に改めて委員間で協議する場があれば、より深い議論ができるのではないかと。
- ・調査先の対応について、しっかりと対応していただけることはありがたいことではあるが、少し仰々しいところがあった。

○その他

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で調査等ができなかった分、下半期には参考人制度等も活用したい。